

令和3年(2021年)4月21日

保護者の皆さまへ

宝塚市教育委員会

**まん延防止等重点措置の対象地域に指定を受けた学校園生活における学校教育活動
及び部活動の方針について(令和3年(2021年)4月22日時点)**

平素は、本市の教育活動にご理解とご協力を賜り、深く感謝いたします。

保護者の皆さまにおかれましては、園児、児童生徒へのマスクの着用や日々の検温をはじめとする健康観察など、ご家庭における感染予防にご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、4月22日から本市でも「まん延防止等重点措置」が実施されることから、感染予防対策を図りながら活動を行います。

つきましては、学校園での感染予防について、下記のとおりお知らせするとともに、マスク等の着用や健康状態の把握、日々の検温を始めとする、家庭におけるさらなる感染予防対策の徹底について、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1 学校園における教育活動【4月22日(木)～5月5日(水)までの取扱い】

- (1) 現段階では通常登校とします。
- (2) 登下校時はマスクを着用します。息苦しくなり外す場合は十分距離をとります。
- (3) 調理実習や合唱、リコーダー、鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏は控えます。
- (4) 体育・保健体育は、可能な限り屋外で活動し、屋内で活動する場合は呼気が激しくなる活動は控えます。また、原則としてマスクを着用します。
- (5) 授業参観、保護者懇談等の実施は延期または中止にします。尚、各学校園の実情に応じて、感染防止対策を講じた上で実施する場合があります。各学校から配布されるお便りをご覧ください。
- (6) まん延防止等重点措置に指定されている期間中の校外活動は、延期又は中止とします。
- (7) その他、警戒度を高めた感染予防対策を講じた上で教育活動を継続します。

2 部活動【4月22日(木)～5月5日(水)までの取扱い】

- (1) 県外での活動は、近隣府県をはじめ、全国的にまん延防止等重点措置実施区域など著しく感染が拡大している地域が増加していることを踏まえ、実施しないこととします。(※を除く)
- (2) 県内で活動する場合は、県内に「まん延防止等重点措置」が適用された後も感染者が急増していること、学校内での感染拡大の懸念されることを念頭に、教育活動における感染防止対策に加え、以下の点に留意し、活動を行います。
 - ① 合宿など、宿泊を伴う活動は引き続き実施しません。
 - ② 活動時間は本市部活動ガイドラインに基づき、実施します。

- ③ 練習試合等を実施する場合は、必要最小限の参加人数とするなど、移動人数を最小限にとどめることにご協力をお願いします。
 - ④ 更衣室・部室でのミーティング時、試合等における応援時はマスクを着用します。
 - ⑤ 近距離で飛沫が飛ぶ接触は避けるように留意します。
- (3) 特に、感染防止を予防するため、4月22日(木)～5月5日(水)の期間を過ぎたあとについても、緊急事態措置区域での活動は見合わせるとともに、まん延防止等重点措置実施区域など著しく感染が拡大している地域や国が定めるステージ3や4、都道府県の発表する感染状況など客観的な感状状況を踏まえ、活動地域については慎重に選定していきます。

※中体連スケジュール記載大会、各競技団体・文化関係連盟が主催する大会（その予選を含む）及び国民体育大会（その予選を含む）に参加する際は、主催者の行う感染予防措置を確認するとともに、その徹底を図っていきます。

※ ご心配のことがありましたら、各学校園及び宝塚市教育委員会学校教育課（0797-77-2028）にご相談ください。